

東日本税理士法人

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2-27-17

TEL 03-5951-0707 FAX 03-5951-0710

医師・歯科医師のための

「税務調査対策」

東日本税理士法人 監修

東日本介護情報ネットワーク事業協同組合 理事長 樋口正美

東日本税理士法人 税理士 安松奈穂

★ 税務調査の実際事例

1、事前行為

(1) 日程の調整

CASE

A医院の税務調査の事例です。ある日、税務署から顧問税理士に連絡がありました。税務署職員は「来月の第1週に税務調査を行いたいのですが」と顧問税理士に伝え、その顧問税理士はそのままお客様の院長先生に伝えました。

院長先生は初めての税務調査ということもあり、税務署が日程を指定してきているならそれは絶対変更できないものと理解していました。しかし、ご存知の通り医療機関にとって月初めというのは保険請求業務を行わなければならない、最も忙しい週なのです。そのため、院長先生は税務調査で2日間もとられ、その合間に保険請求業務のチェックを行い、大変忙しい思いをしました。

解説

通常、税務調査は任意調査です。任意ですので税務署の日程の申し入れは変更してもかまわないのです。本件の場合、顧問税理士が院長先生に「先生、税務署から税務調査の申し入れがきております。税務署は来月の第1週を指定してきておりますが、任意調査ですので日程の調整ができます。どの辺りにしますか。」とお客様に聞くべきでしょう。

(2) 資料の整理

CASE

A県で開業しているB先生は、顧問税理士から税務調査があるという連絡を聞いて、薬

品の仕入などを行った領収書や請求書を処分してしまいました。

その結果、税務調査のときに調査官が根拠とする資料がなく、大変な問題になりました。

解説

税法により法人は7年間、個人は5年間決算の基礎となった領収書や納品書を保存しておく義務があります。この書類保存がないと、青色申告の取消し、重加算税の決定（脱税行為との認定）が行われることがあります。すでに申告してしまった分については、領収書を処分するなどの行為は逆効果ですので決して行わないほうがいいでしょうし、行うメリットもありません。

2、当日の対応

(1) 窓口現金の把握

CASE

税務調査が行われた際、レジペーパーを見せてほしいと言われます。それも申告が終わった前事業年度までの分でなく、前日や前々日のものを見せてほしいと言われます。これは、窓口現金収入が適正に収入計上されているかという点を調べているのです。

解説

患者さんの一部負担金は現金収入ですので、故意でなくとも医業収益の計上漏れということがありえます。そこで、税務署は念のため現金収入の計上漏れがないか確認したいのです。普段の処理から「レセコンで算出された患者負担金＋自費収入」が医業収益に計上されるべき金額ということを念頭に処理すれば、調べられても問題は少ないでしょう。

(2) 自費計上漏れの把握①

CASE

歯科や産婦人科や検診業務に力を入れている医療機関では、領収書の控の確認が行われます。保険請求に対する医業収益は収入から除外できませんが、患者さんから直接受け取る自費収入は現金収入ということもあり、医業収益から除外している事例もないわけではありません。そのため税務署は自費現金収入の適正な医業収益計上の確認として、発行した領収書の控を確認するのです。特に検診や歯科医院では、レジで発行するレシートでなく、手書きの領収書を発行する事例が多いことも税務署は注目しているようです。

解説

自費現金収入でも医業収益を適正に計上することは当然として、計上漏れがないことを普段から確認するためにも手書き領収書には通し番号を設定するのも1つの方法でしょう。そのうえで、自費収入の医業収益元帳等の摘要欄にも領収書の通し番号を記入し、

元帳計上ナンバーと領収書控のナンバーを常に一致させる方法もあります。なお、領収書に通し番号をつけた場合は、たとえ書き損じがあってもその領収書は廃棄してはなりません。廃棄すると通し番号をつけた意味がなくなります。

(3) 自費計上漏れの把握②

CASE

都内で歯科を経営している J 医師は、自費診療で領収書を発行していない患者さんに対する収入を除外し、レジにも記録せずに医業収益から除外していました。しかし、税務調査が行われ自費診療の基になる技工を注文した業者の納品書と医業収益の計上時期が合致しないことを発見され、修正報告を行うこととなりました。

解説

自費収入の基礎となった材料の支払いまでチェックされることがあります。医業収益を故意に除外することは、後述する重加算税の対象となり、結果として医療機関としての社会信用を失墜させることとなりますので、厳に慎まなければなりません。

(4) 非常勤職員の車両

CASE

B 県にある、B 医院の事例です。B 医院は院長の子供（C 理事）を医療法人の理事にしておりました。子供は医大生であり、医療法人に勤務している状態ではありませんでした。その B 医院が税務調査を受け、車両が 3 台計上されていることについて説明を求められました。院長は、1 台目は院長の使用する車、2 台目は事務長である配偶者が主に使用する車、3 台目は子供の C 理事長が主に使用する車と回答をしました。

その結果、車両購入代金を C 理事に対する賞与（役員に対する賞与なので損金になりません）として修正申告をするように求められました。

解説

医療法人でも、個人事業でも車両購入費は減価償却費として経費に認められますが、経費算入が可能なのは事業に使う車両に限られます。仕事で車を使うからこそ、車を経費扱いできるのです。本件の場合、C 理事は医大生であり、ほとんど医療法人の業務を行うことはありませんので、C 理事専用車は個人のために使っている、業務のために使っていないということになるのです。だから、本件の場合は否認されたのです。本件のような場合は、院長車を院長個人に払い下げ、その前院長の車を子供が乗るといった方法などで対応すべきだったのでしょうか。

(5) 設立初年度の消費税納税義務

CASE

D 医療法人は設立してまだ 3 年目ですが、業績が好調なこともあり、早速税務調査を受

けることになりました。その税務調査で、1年目、2年目の消費税が無申告である、申告書を作成してすぐに納付するようにと指摘を受けました。D医療法人は通常の内科の医院であり、医院の場合消費税の納税義務はないものと思っていた院長先生は、消費税申告が必要だという意味がわかりませんでした。

解説

消費税の納税義務は、次のとおり定められています。

通常の場合：前々事業年度の消費税課税売上が1,000万円以上の場合、消費税の納税義務があります。

新設の場合：設立時の出資金が1,000万円以上の場合、消費税の課税売上に関係なく納税義務があります。

D医療法人の場合、その設立の際の出資金を1,000万円以上に設定してしまっただけです。その結果、設立から2事業年度に限り、消費税課税売上に関係なく消費税の納税義務が生じてしまったのです。本件の場合、医療法人設立認可がおりに、設立者総会を再度開催し、出資金の金額を1,000万円未満にする決議をとるべきでした。設立時の出資金が1,000万円未満ならば、設立から2事業年度間の消費税の納税義務は生じません。

(6) 親族給与の受取り方

CASE

E医療法人の事例です。E医療法人は理事長の子供を理事に加え、子供に理事報酬を支給していました。子供の理事報酬は、子供名義の預金口座に振り込まれていたのですが、その出金状況を税務署が調べたところ、筆跡と日付から出金したのは理事長という認定をされました。その結果、子供名義の役員報酬は否認され、理事長報酬の計上漏れという認定がされました。

解説

子供がある程度の年齢であれば（たとえ常勤でなくても）子供を理事にして、子供に理事報酬を支払うことは（その金額が適正である限り）問題ありません。しかし、子供に理事報酬として支払ったのですから、その受領は子供でなくてはなりません。本件は受領すべき理事が、その報酬を受領していないところに問題があったのです。ただし、子供に支払った理事報酬は必ず出金しなければならないものでなく、子供名義の預金に積み上げていくことは問題ありません。

(7) カルテの開示

CASE

産婦人科を営むF医師は、税務調査を受けた際、人工妊娠中絶の同意書のファイルを見

せてくれといわれました。F 医師は税務調査といえども税務調査官にファイルを見せていいものかどうか、守秘義務に反しないか、不安になりました。

解説

医師は、医師法第 24 条「診療録の記載及び保存」によりカルテを遅滞なく作成し、それを 5 年間保存しなければならないと規定しております。また、刑法第 134 条 1 項「秘密漏示」により医師は正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知りえた秘密を漏らしたときは処罰されることになっております。

そこで、税務調査において、患者の診察内容を調査官に伝えることやカルテを閲覧させることが当該法律に抵触し、調査に協力した結果処罰されるのではないだろうかとの疑問が F 医師に生じたのです。確かに医師には守秘義務がありますが、それは正当な理由がないのに診療で知りえた行為を漏らしてはならないということです。税務調査により税務署職員に診療記録を提示することは、正当な理由があることと考えていいでしょう。なお、産婦人科の税務調査の際、現金収入で領収書の発行を求められることの少ない人工妊娠中絶治療に関しての同意書を過去 3 年分見せて欲しいといわれます。税務署は同意書の日付と、自費医業収益元帳を突合せし、医業収益が除外されていないかを確認するので。

(8) 診療報酬請求の先送り

CASE

K 医師は個人で医院を開設しており、所得税申告では概算経費制度を適用しておりました。税務調査を受けた際、調査官は医業収益元帳から毎月の社会保険診療報酬額を書き込んでいきました。その結果、12 月の診療報酬の請求が低いこと、翌年 1 月の診療報酬の請求が他の月に比べて高いことが発見されました。K 医師は概算経費制度選択のため社会保険診療収入を 5,000 万円以下にする必要があり、12 月の請求を 1 月に回していたのです。調査により社会保険診療報酬が 5,000 万円を僅かに超え、K 医師は概算経費を選択することができなくなってしまったのです。

解説

税務申告上、診療報酬の収入計上時期は診療を行った時です。仮に診療報酬の請求を遅らせたからといって、医業収益の計上時期を遅らせることはできません。一般的に医師でない第三者がカルテの内容をすべて理解することは不可能ですから、いつ診療を行ったかカルテからはわかりづらいでしょう。しかし、医業収益上金額を並べれば、医業収益計上額の低い月は簡単にわかります。

(9) 棚卸薬品の計上違い

CASE

L病院は所轄税務署の税務調査を受けました。調査の際、期末に棚卸を行った記録を調査官が確認していたところ、棚卸金額がきれいな数字「～00円」であることに気づきました。調査官は期末直前の薬品納入記録と付き合わせたところ、棚卸金額に消費税相当額を加算してなかったことを発見しました。その結果、棚卸金額が5%計上漏れであることがわかりました。

解説

薬品の納品記録は税抜き金額で単価を印刷し、合計を出してから消費税を加算することが多いです。つまり、薬品納入単価は消費税抜きの金額で記入されております。この単価を棚卸金額とすると、当然消費税額が漏れます。このL病院の場合、単価×1.05の金額を棚卸金額にすべきだったのです。

(10) 保養所の利用状況

CASE

M医療法人の理事長であるM医師は、もともと個人の別荘として購入した物件を従業員の保養所として貸し出していました。税務調査を受けた際、この保養所を利用しているのは専らM医師であり、従業員が使用したことがほとんどなく、従業員がこの保養所の存在を知っているかということも不明であるので、整理簿や利用申告書等を作成し、情報を院内に掲示するよう求められました。しかしその後も、整理簿や利用申告書を作成することなく、院内の掲示も怠っていたため、この物件はM医師個人の別荘であると認定され、医療法人が支払った地代及びM医師個人の不動産所得の減価償却費、借入金の利子、固定資産税等の租税公課等が否認を受けました。

解説

理事長の個人保有であった物件を法人に賃貸する場合には、その賃貸料について注意を要するとともに、実態がどのようになっているかということも明確にしておかなければなりません。本件は、その実態が不明確であるということから注意を受けたにもかかわらず、それを放置していたため、医療法人が支払った地代は役員賞与とされ、個人の不動産所得も専業用資産とは認められず否認を受けてしまいました。このような否認を受けないためにも、税務署から注意された事項については早急に改善していくことが大切です。

(11) 院長の家事費用

CASE

N医療法人の院長であるN医師は、実家のあるO県までの航空券代を法人名義で領収書を得て、法人の経費として処理させていました。しかし、税務調査でN医師の実家がO県にあり、O県に行った目的もはっきりしないという指摘を受け、役員賞与として修正申告をすることになってしまいました。

解説

税務調査の際、調査官は役員の親族がどこに住んでいるか、どこに勤めているか等を事前に調べてきています。その情報をもとに、不審な領収書があればチェックします。何も理由がないのに遠くへ出張していたり、多額の旅費交通費が計上されている場合は、その事業関連性が否認され、修正申告をしなければならなくなります。さらに、このような家事費用が経費にならないことが明らかであるのに、法人名義の領収書を得て、法人の経費として処理していると認められた場合には重加算税の対象となりますので、見つかったら修正申告すればいいというような安易な考えはしないほうが賢明です。

(12) MR I のメンテナンス費用

CASE

P病院で税務調査が行われ、MR I のオーバーホールの費用として約 300 万円を全額修繕費として計上したことについて、資産として計上すべき金額があるのではないかという指摘を受けました。しかし、MR I の本体価格は 2 億円近くするものであり（期末帳簿価額は約 1 億）、通常のメンテナンスでも多額の費用がかかるということを説明し、固定資産台帳およびその修理の請求書等を提示した結果、全額修繕費とした処理が認められました。

解説

病院の医療機器の中には、本体価格が高額で、そのメンテナンス費用だけでも相当な金額が必要となるものがあります。そこで、その金額について修繕費とするのか資本的支出とするのかが問題となってきます。修理の費用が 20 万円未満であれば、全額修繕費として問題ありません。つまり、それ以上であれば資本的支出として処理しなければならない金額が出てくる可能性があるということになります。しかし、その修理の費用が資本的支出であるのか修繕費であるのかが明らかでない場合は、①その金額が 60 万円未満であるか、②その金額がその修理、改良等に係る固定資産の前期末における取得価額のおおむね 10%相当額以下である場合のいずれかに該当するときは、修繕費として

損金経理することができます。本件は、オーバーホール費用であることから、この②に該当することとなるため修繕費とした処理が認められたわけです。このように、金額が高額になる場合でも修繕費として認められる場合があります。ただし、仮にその費用が上記の要件を満たしていたとしても、それぞれに区分する必要がありますので十分に注意しなければなりません。

(13) 車の損害保険金

CASE

R病院は、病院所有の患者送迎用の車が台風によって水没して廃車になったため、その残存価額全額を固定資産廃棄損として処理していた。翌期になってその車にかけていた損害保険の保険金があり、その金額を入金時手院で保険金収入として計上しました。しかし税務調査の際、この固定資産廃棄損は保険金により補てんされているため保険金に金額が確定するまで繰延経理をしなければならぬと指摘されました。

解説

車両等に損害保険をかけている場合、通常保険事故が起こってから数ヶ月後に保険金が入金されます。同一事業年度内であれば自動的に廃棄損と保険金収入が相殺されるため問題はないのですが、廃棄損のみが計上されてしまったわけです。

固定資産の滅失等により損失が発生した場合は、損害賠償金が支払われる場合であっても、その損失が発生した時点で損金に算入されることができます。ただし、保険金または共済金の支払いを受ける場合には、保険金または共済金により補てんされる部分についてはその事業年度に損金に算入することはできません。この場合、その保険金または共済金によって補てんされるべき損失については、仮勘定として繰延経理しなければなりません。この一連の流れを仕訳に示すと、以下のようになります。

- ・ 当期の処理（車両簿価を 100 とした場合）
（借方）保険未決算 100 （貸方）車両 100
- ・ 翌期の処理（保険金 90 が入金された場合）
（借方）現預金 90 （貸方）保険未決算 100
固定資産廃棄損 10

(14) 理事長である医師の役員報酬と医師給

CASE

S医療法人の理事長であるS医師は、当医療法人の常勤医師として勤務しています。S医師の役員報酬として社員総会で承認された予算額は、月額 100 万円でした。S医師に実際に支払われていた月給の額は、この役員報酬 100 万円の他に医師給 50 万円を加えた 150 万円でしたが、この医師給は実際に常勤医師としての勤務実態に見合ったものであり、他の医師と比較しても高額というわけではなかったため問題は生じないと思っておりました。しかし、税務と湯さの際、役員報酬としての予算額を超えた 50 万円は役員賞与として否認されてしまいました。

解説

医療法人の理事長が医師である場合、実際に医師として診療に携わっているケースが多

いと思います。この場合、理事長に対する役員報酬と、医師としての医師給の両方を支給できるのかが問題となってきます。税務上、医療法人の理事長は使用人兼務役員とはなれないため、使用人としての給与（医師給）を役員報酬とは別に支給することはできません。よって社員総会で決定された報酬限度額を超えて支給された額はたとえ勤務実態に見合った適正額であっても役員賞与となり、損金不算入として取り扱わなければならないということになります。もし、このケースで役員報酬 100 万円と医師給 50 万円の両方を支給したいのであれば、役員報酬の限度額を 150 万円としておく必要があります。事業年度の途中で限度額を 150 万円としておく必要があります。事業年度の途中で限度額を変更する場合は、臨時社員総会で承認された議事録を作成しておかなければなりません。

臨時社員総会議事録

日時 平成〇〇年〇月〇日 午前10時00分から午前10時30分
場所 当医療法人の会議室
出席者 〇〇〇〇、〇〇〇〇、…
(本法人社員総数〇名のうち、〇名出席)

本社団定款第24条により理事長〇〇〇〇が議長となり、定款22条に定める定足数に達したことを確認した後、午前10時開会を宣し議事に入った。

第1号議案 役員報酬一部改定の件

議長は発言し、本社団の経営状況も堅調に推移しているので、平成〇〇年〇〇月より以下の通り役員報酬の一部改定をしたい旨を議場に諮ったところ、承認可決した。

・改定後の役員報酬の予定

理事長 〇〇〇〇 月額150万円 (月額50万円の増額)

その他の役員 改定なし

議長は以上をもって本日の議案全部を終了した旨を述べ、午前10時30分閉会した。

上記の決議を明確にするため、この議事録を作成し、出席者全員が次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人社団 〇〇会 臨時社員総会議事録

議長理事長 〇〇〇〇 印

社員(理事) △△△△ 印

CASE

T医療法人は、決算にあたり（12月決算）、診療報酬の医業未収金を計上することとしました。保険請求の11月、12月分は1月、2月に入金されるため、11月請求分800万円と12月請求分900万円を計上しようとしたのですが、申告時（2月末）までにそれぞれいくら入金されたか判明するため、決定通知書の金額である780万円と850万円を11、12月分として計上していました。しかし、税務調査の際、返戻分のうち再請求ができる金額については医業を未収金に計上すべきとの指導を受けました。

解説

保険請求分は、通常、請求してから2ヶ月後に返戻分を差し引いた金額が入金されます。期中、現金主義で計上している場合には、期末に発生主義で計上し直さなければならぬため、医業未収金をいくら計上すべきかという問題が生じます。もし、請求額で計上しているならば問題はないのですが、これを決定額で計上している場合、その返戻分には再請求できる金額が含まれている可能性があります。収益を計上すべき時期は、その医療サービスの提供が完了した事業年度ですので、再請求分は当期に計上すべき収益となり、これを当期の医業未収金の額に加算しなければなりません。医業未収金を計上するときは、収益計上時期の判断が複雑になるので、日頃から保険請求分について管理することが必要になります。

3、調査後修正申告まで

(1)「お土産申告」は必要か？

CASE

G医師は顧問税理士から、「税務調査が来たならば少しぐらい修正申告をしなければ終わらないので、適当に修正申告するように」とのいわゆる「お土産申告」を指示されました。聞けばこの顧問の税理士は、税務署OBだそうで、顧問税理士が後輩を気に使っているのではないかと思って、G医師は不信感を募らせていきました。

解説

いわゆる「お土産申告」ということはよく聞きます。これは税務調査があったときは何も修正項目がないと「調査官に悪いので？」グレーな部分で見解が分かれる場合でも、修正申告に応ずるということを意味します。このお土産申告は本当に必要なのでしょうか。確かに、早期決着をつけるためにグレーな部分でも修正申告に応ずることはあり得るでしょう。しかし、納税者自ら、積極的に修正申告を行うのはいかがでしょうか。また、修正申告をしないと税務署から他の部分で、厳しくされるということもありません。

(2) 重加算税の重大性

CASE

F 医師は税務調査の際、重加算税を課す旨の連絡を税務署から受けました。F 医師は重加算税の重大性がわからないこともあり、重加算税の重大性がわからないこともあり、あっさり重加算税も払う旨を税務署に承諾してしまいました。その修正申告後、F 医師に対する銀行の対応が厳しくなっていました。

解説

税務調査が行われ、修正税額が生じた場合、過少申告加算税か重加算税が課せられます。過少申告加算税は原則として課されるものですが、重加算税は仮装・隠ぺいを行った納税者だけが（過少申告加算税に加えて）課されるものです。

F 医師の場合、重加算税納付の事実が納付書と法人税の申告書から金融機関の知るところとなったのです。金融機関ではF 医師の信用力に疑問をもったのです。その他医師に多額の修正申告税額が生じた場合、医道審議会でも処分されることもあります。平成 11 年に東京の医師が法人税法違反（3 年間で 1 億 4000 万円弱を脱税）したとして、医業停止 6 ヶ月の処分を受けております。最近の税務調査の動向として、重加算税を積極的に課する傾向がありますので、重加算税の意味を理解し、十分慎重に対応すべきでしょう。